

狭山市 親元同居・近居支援補助金

市内に住む親世帯と同居・近居をするため、市内で住宅を取得・増改築する方へ補助金を交付します



補助額

新築・購入の場合

30万円

増改築の場合 工事費の
20%(最大20万円)

+

3人目以降の
子どもひとりにつき

10万円

+

市内事業者
との契約

10万円

【例：夫婦+子ども3人の世帯が新築住宅を市内事業者と契約の場合】▶ **50万円**

補助対象の要件

【対象者】下記の要件すべてに当てはまる方が対象です



- ①申請日において、子世帯の世帯主または配偶者の年齢が46歳未満であること
- ②子世帯が、申請日の前3年以内に市外から狭山市内に転入していること
- ③子世帯の世帯員は、申請日において、本市の住民基本台帳に記録されていること
- ④親世帯の世帯員は、申請日において、本市の住民基本台帳に記録されてから3年以上が経過していること
- ⑤新築、購入または増改築した住宅に交付決定の日から起算して5年以上居住すること
- ⑥申請者およびその同居者が、過去に本補助金および狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付決定を受けたことがないこと
- ⑦子世帯および親世帯の世帯員全員が、市税等の滞納をしていないこと
- ⑧自治会に加入していることまたは加入する意があること

【対象住宅】

- ①補助対象者が、自ら居住する住宅であること
- ②新築および購入の場合、申請日前3年以内に所有権の保存または移転の登記がされている住宅であること
- ③増改築の場合、工事の内容が世帯員の増加に伴い必要となるものであって、工事請負契約の当事者が補助対象世帯員のいずれかであるもの
- ④新築、購入または増改築した住宅の居住部分の延床面積が50㎡以上であること

申請方法・必要書類

下記必要書類を揃え、担当課まで持参または郵送により提出してください

【必須書類】



- ①狭山市親元同居・近居支援補助金交付申請書
- ②申請添付書類一部省略および居住状況・納税状況確認のための同意書
- ③子世帯の戸籍謄本
- ④住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し等、新築、購入または増改築に要した費用および契約の当事者が確認できる書類
- ⑤建築基準法に規定する検査済証の写し（住宅を新築した場合）
- ⑥住宅の全部事項証明書（建物）
- ⑦狭山市親元同居・近居支援誓約書兼同意書
- ⑧18歳未満の子の3人目以降を出産予定の場合は、母子健康手帳の写し（交付日がわかる箇所）

※①、②、⑥の書類は、狭山市のホームページからダウンロードできます

【フラット35】地域連携型について

本補助金とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。詳しくはこちら▶

狭山市 フラット35地域連携型

検索

制度の詳細および
申請書類の
ダウンロードは
こちら



申請・お問合せ先

狭山市 企画財政部 企画課 市役所7階 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 04-2935-4627

※2026年3月までの制度です